

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

財政調整積立預金設置規程

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会財政調整積立預金設置規程

(目的)

第1条 この積立預金は宮古島市社会福祉協議会（以下、「当会」という。）の財政が健全な運営を行うため、支払資金に不足が生じた際の資金に充てることを目的として積立てる。

(名称)

第2条 この積立預金は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会財政調整積立預金（以下「積立預金」という。）と称する。

(積立)

第3条 積立預金として積み立てる額は3千万円とする。

2 この積立預金は、理事会の承認を得、評議員会の議決を得たうえで、各事業の収益の一部、寄付金の一部及び廃止した事業の支払資金残高の一部又は全部をもって積み立てるものとする。

(管理)

第4条 積立預金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 積立預金の運用から生ずる収益は、一般会計収支予算に計上して、この積立預金に編入するものとする。

(積立預金の一時借入)

第6条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて、積立預金に属する現金を一時借入で運用することができる。

(処分)

第7条 積立金は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を処分することができる。

2 大規模災害により生じた経費の財源又は大規模災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

3 前項に掲げるもののほか、やむを得ない理由により経費に不足が生じた際には理事会の承認を得、評議員会の議決を得たうえで、当該事業の経費に充てるとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立預金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、平成29年12月25日から施行する。